

福岡県公報

平成十八年十二月六日
第二千六百十六号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) ……………一

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百二十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 糟屋郡の項中

特別医療法人栄光会栄光病院

” ” 大字別府五八

を

栄光病院

” ” 大字別府七二三

に

改める。

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

公布する。

平成十八年十二月六日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第四十一号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十五号中「とき」を「場合」に改め、「五日」の下に「(複数の当該子を有する職員にあっては六日)」を加える。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
九州チユーエツ株会社
福岡市博多区東比恵二丁目九番一號

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)